

栄村地域防災計画(案)に対するパブリックコメント(1/16～1/31実施)
におけるご意見の概要と対応について

番号	区分	意見(概要)	栄村防災会議の考え方
1	風水害・ 震災対策編 第1章第1節 (P.2)	<p>●本文中、「平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災や平成23年3月に発生した東日本大震災などの大規模災害の経験を礎に」とあるが、「長野県北部地震の経験」が欠落している。 この計画は、村民の震災経験や教訓を反映していないのではないのか。</p>	<p>●「長野県北部地震」の文言については、計画案に反映させていただきます。 栄村地域防災計画は、災害対策基本法に基づいて、村の地域における風水害や地震等の災害に対して、村民の生命・財産を保護することを目的に策定されるものであり、今回の全面改正では、長野県北部地震の経験・教訓を活かすことを1つの柱としております。</p>
2	計画全体	<p>●長野県北部地震の経験と教訓を明らかにすることを最初に行うべきである。村民や役場各部署、関係諸機関から意見を聞いて防災計画に反映させることが必要である。 計画案は、当初に立ち返り、関係所部署、団体、村民の英知を集めて作り直すべきである。</p>	<p>●当該計画は、災害時又は災害予防のために、役場をはじめとする関係機関が実施すべき取組の大綱を定めたものです。 今回、計画を策定するに当たって、実際に震災対応に携わった関係者を対象に聞き取り調査を行っております。 また、当該計画は村内の各団体をはじめ、防災関係機関、民間事業者等で構成される栄村防災会議が策定する計画であり、様々な分野の意見が反映されるように努めております。 村民、関係者等のすべての経験、教訓を盛り込むことは困難ですが、当該計画は防災を取り巻く状況に応じて常に見直しを繰り返していくものですので、その都度、問題点を検討し、計画の質の向上に努めて参ります。</p>
3	計画全体	<p>●策定業務を外部に委託するにしても、村として実施すべきことは沢山あるはずであるが、全国一律のマニュアルに当てはめただけの記述があるのは、事業を丸投げしているからではないのか。</p>	<p>●記述内容については防災会議等で十分協議して参ります。委託業者、村、防災会議委員等が十分に連携し、計画が策定されるよう努めて参ります。</p>
4	計画全体	<p>●長野県北部地震の際、どういうことで困ったのか、どういう改善が必要なのかという検討と、その結果がほとんど記述されていない。 地域防災計画はその地域の具体的な実状に則したものでなければ意味がない。長野県北部地震の具体的な総括を踏まえた計画に検討し直すべきである。</p>	<p>●計画を策定するに当たり、実際に震災対応に携わった関係者を対象に調査を行い、その経験や教訓を可能な限り活かせるように努めておりますが、ご指摘のとおり、すべての経験、教訓を盛り込んでいる訳ではありません。 また、災害対策基本法第42条の規定により、村の地域防災計画には長野県地域防災計画との整合が求められます。 当該地域防災計画は常に見直しを繰り返していく必要があるものですので、その都度、問題点を検討し、計画の質の向上に努めて参ります。 さらに、当該計画は災害時等に実施すべき取組の大綱を定めたものという性質上、具体性に欠ける部分もありますが、個別具体的な対応等につきましては、今後、対応マニュアル等を策定する中で盛り込んで参る予定です。</p>